

# 板橋区立学校 校則の見直しに関するガイドライン ＜概要版＞

令和5年3月策定

令和8年3月概要版作成

板橋区教育委員会事務局指導室

# 1 校則見直しの目的

令和4年6月、「**子ども基本法**」が成立し、子どもの権利擁護や意見を表明する機会の確保等が法律上位置付けられました。

校則においても、児童生徒自身が主体的に考え行動できるよう、児童生徒の意見を聴取する機会を設け、学級活動の授業等において、**校則について見直し、議論する取組**を行うことが必要です。

児童生徒が校則の見直しに主体的に参画することで、学校のルールを無批判に受け入れるのではなく、自分たちでその根拠や影響を考え、**身近な課題について自ら判断し、行動できる力を育成する**ことを目的としています。

## 2 校則とは

- 児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律
- 児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けられるもの

### 校長

社会通念上合理的を認められる範囲において、教育目標の実現という観点から校則を定める。

### 教職員

校則に基づく指導を行うに当たっては、何のために設けた決まりであるのか、その背景や理由についても理解しつつ、児童生徒が自分事としてその意味を理解し、自主的に校則を守るように指導する。

### 児童生徒

校則を見直す際に主体的に参加し、意見を表明することを通じて、学校のルールを無批判に受け入れることなく、自身でその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決する力を身に付ける。

### 保護者・地域

保護者会やコミュニティ・スクール委員会等で話し合い、学校・保護者・地域が協働して児童生徒を育成する。

### 3 校則見直しの取組方法

#### 【1】児童生徒が主体的に考え、行動し、決めていく仕組みづくり

学級における話し合い・実践

自分たちで学級や学校をよりよくしていくという意識と実践力を醸成する。

代表委員会や生徒会における議論

自ら課題を発見し、異学年の児童生徒とも協働して課題解決に取り組む。

コミュニティ・スクール委員会等における学校・保護者・地域の協働

保護者や地域等の意見を聞き、地域の状況、時代の変化等を校則に反映する。

少なくとも  
**年1回**は、  
校則の見直し  
を行う。

校則を**学校  
ホームページ**  
に掲載する。

#### 【2】必要かつ合理的な範囲で制定

校則は、必要かつ合理的と認められる範囲において、教育目標の実現という観点から定めるものです。児童生徒の人権に関わる視点から、特に以下の①～④の内容について留意することが必要です。

- ①生まれ持った性質を侵害する内容      例) 地毛の色について
- ②性の多様性を尊重していない内容      例) 性別ごとに違った髪型を定めているもの
- ③健康上の問題を生じさせる恐れがある内容      例) 冬場の上着着用禁止
- ④合理的な理由を説明できない内容や人によって恣意的に解釈される曖昧な内容  
例) 靴下や下着の色を無地に統一する

# 事例紹介① 板橋区立板橋第五中学校

生徒、保護者、地域との協働による  
校則の見直し

① 生徒アンケートの実施

② 保護者アンケートの実施

③ コミュニティ・スクール委員  
の意見を聞く

④ 生徒による話し合い

⑤ 教職員による検討

⑥ 校長が新しい校則を決定

⑦ 再度、生徒アンケート、  
保護者アンケートを実施

① 校則変更について、全校生徒にアンケートを実施

生徒は、校則に限らず様々な意見を表明することができる。「校則の変更に賛成か反対か」「メリットやデメリットは何か」「デメリットを解消するための改善策」等について生徒一人ひとりが意見を表明する機会を設ける。

②③ 保護者・地域の意見を聞く

アンケートやコミュニティ・スクール委員会の話し合いによって、保護者や地域の意見を聞く。

④ 生徒による話し合い、新しい校則の提案

生徒会役員及び学級委員が、校則を変更する場合の懸念点や新たなルールの必要性について検討する。

⑤⑥ 教職員による検討、校長が新しい校則を決定

教職員が検討し、校長が校則の変更を決定する。

⑦ 再度、生徒や保護者を対象としたアンケート行う

新しい校則の運用が始まったのち、改めて生徒や保護者がどのように考えているか意見を表明する機会を設ける。

## 【ルールメイキングの実例】

スマートフォンの学校持ち込みについて、「学校生活で、保護者などの連絡が必要な時に活用する。」など生徒たちが考えたルールを追加設定した。

## 事例紹介② 板橋区立加賀中学校

生徒会を中心とした校則の見直し

① 生徒による意見の表明



② 生徒会が議題を設定



③ 各学級における話し合い



④ 生徒会が意見を取りまとめ、新しい校則を提案



⑤ 教職員による検討



⑥ 校長が新しい校則を決定

### 【ルールメイキングの実例】

防寒着として着用するアウターの種類の中で、フード付きのものも可能とするように変更した。

### ① 日常的な意見の募集

生徒は、校則に限らず様々な意見を表明することができる。



### ② 生徒会による議題の設定

生徒の意見を参考に、見直しを検討する校則を選定する。

### ③ 各学級における話し合い

学級委員が中心となり、校則を変更するべきか、変更によって学校生活にどんな影響があるか、新たなルールの必要性等について話し合いを行う。

### ④ 生徒会による意見の取りまとめ、新しい校則の提案

専門委員長や学級委員長が参加する会議で、校則をどのように変更するか決め、教職員に提案する。

### ⑤⑥ 教職員による検討、校長による決定

教職員が生活指導部会や職員会議で検討し、校長が校則の変更を決定する。

## 事例紹介③ 板橋区立志村第五中学校 生徒の声が動かし、学校のルール改革

### ① 生徒の意見表明・立案

#### ① 生徒による意見の表明・立案・提案

生徒会選挙の立候補者が、学校のルールに関する公約を掲げ、演説する。当選後、生徒会担当教員と本部役員に企画を提案し、チームを組み、生活指導主任などの教員に向けてプレゼンする。

### ② 生徒・教員・保護者の意見を収集・見直し

#### ② 生徒や教員、保護者の意見を収集・見直し

各チームが全校生徒向けアンケートを作成し、意見を集約する。新規取組への懸念や改善点を把握するために、教員アンケートを実施する。保護者アンケートを作成し、家庭の視点も取り入れる。アンケート結果を基に企画を見直す。

### ③ 取組の試行実施

#### ③ 取組の試行実施

試行期間を設け、企画試行案について全校生徒に説明し、校則や学校に関する見直し内容を試行実施する。

### ④ 試行後の再調査

#### ④ 試行後の再調査

生徒会が全校生徒に再アンケートを実施し、「実際にやってみてどうだったか」を基に成果と課題を整理する。

### ⑤ 新ルールの決定

#### ⑤ 新ルールの決定

生徒会の提案と試行結果を踏まえ、担当教員や職員会議で新しいルールを決定する。

#### 【ルールメイキングの実例】

「ジャージ登校」「昼休みの体育館開放」  
「教え合いスペースの新設」を実現した。

## 事例紹介④ 板橋区立西台中学校

※本校では校則を  
「生活のきまり」としている



① 校長による講話

② 生徒による意見の表明

③ 生徒会が議題を設定

④ 中央委員会による話し合い

⑤ 教職員による検討

⑥ 校長が新しい  
「生活のきまり」を決定

① 校長による講話

校長は、朝礼等で日頃から全校生徒に向けて自分たちで学校や学級を見直し、よりよくしていくことの大切さを講話する。  
※校長自らフォームで生徒の意見を定期的に集める。

② 生徒による意見の表明

生徒会が目安箱やフォームを設置し、生徒は「生活のきまり」に限らず様々な意見を表明することができる。

③ 生徒会が議題を設定

生徒の意見を参考に、見直しを検討する「生活のきまり」を選定する。

④ 中央委員会による話し合い

生徒会本部が中心となり各委員長や学級委員が、「生活のきまり」をどのように変更するか話し合い、教職員に提案する。

⑤⑥ 教職員による検討、校長による決定

教職員が運営委員会や生活指導部会で検討し、校長が「生活のきまり」の変更を決定する。

### 【ルールメイキングの実例】

校内で着用するパーカーやトレーナーは無地またはワンポイントまでとし、式典や行事では着用をしない。

## 板橋区立中学校 校則等一覧

※学校名をクリックすると、各校のホームページへ移動します。

[板橋第一中学校](#)

[板橋第二中学校](#)

[板橋第三中学校](#)

[板橋第五中学校](#)

[加賀中学校](#)

[志村第一中学校](#)

[志村第二中学校](#)

[志村第三中学校](#)

[志村第四中学校](#)

[志村第五中学校](#)

[西台中学校](#)

[中台中学校](#)

[上板橋第一中学校](#)

[上板橋第二中学校](#)

[上板橋第三中学校](#)

[桜川中学校](#)

[赤塚第一中学校](#)

[赤塚第二中学校](#)

[赤塚第三中学校](#)

[高島第一中学校](#)

[高島第二中学校](#)

[高島第三中学校](#)